流山市在住の施設等利用給付認定をお持ちの保護者の皆様へ

幼　児　教　育　無　償　化　に　係　る　ご　案　内

～令和8年１０月利用分から給付上限額が変更となります～

1　対　象　児　童

3～5歳(住民税非課税世帯の場合は0～2歳も含む。)で保育の必要性の認定(施設等利用給付認定。通称、新認定)を受けたお子様

2　無　償　化　の　対　象

令和9年1月請求分から変更となります！

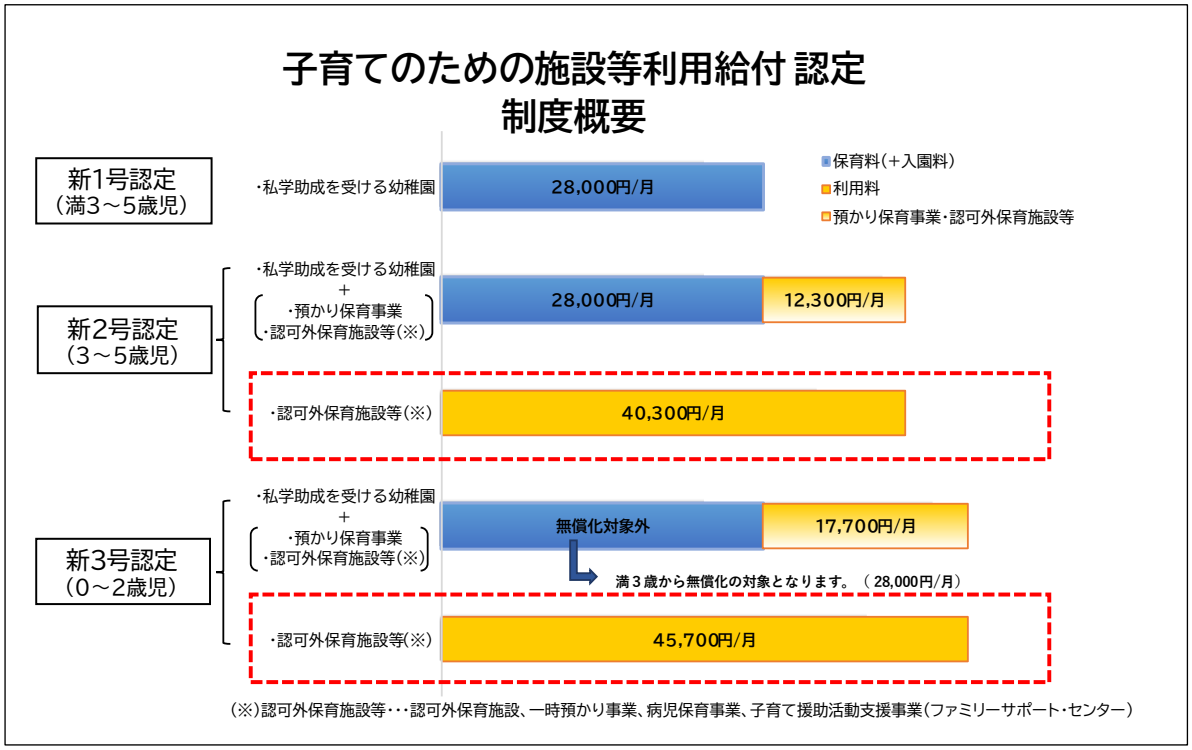
①『保育料』

新2号認定を受け保育の必要性が認められたお子様の、**月額40，300円**までの保育料が無償化の対象となります。また、新3号認定を受けた0～2歳のお子様を対象に**月額45，700円**までの保育料が無償化の対象となります。(新3号認定は保育の必要性が認められ、かつ住民税非課税世帯であることが要件です。)

★給付額の変更は下表のとおりです。

	月額上限額(新２号)	月額上限額(新３号)
R8.9月利用分まで	37,000 円	42,000 円
R8.10 月利用分から	40,300 円	45,700 円

無償化概要イメージ



3　施　設　等　利　用　費　請　求　に　つ　い　て

新2号又は新3号認定を受け、認可外保育施設を利用した方については、支払った利用料を『償還払い』により、一定額まで支給します。月の上限額は「2」でお示した表をご参照ください。

請　求　時　期（利　用　期　間　※）	請　　求　　受　　付　　期　　間
1月期（10月 から 12月利用分）	1月1日 から　1月31日まで
4月期（　1月 から 3月利用分）	4月1日 から　4月30日まで
7月期（　4月 から 6月利用分）	7月1日 から　7月31日まで
10月期（　7月 から 9月利用分）	10月1日 から 10月31日まで

（裏面へ続く）

※各期で示している利用期間については、目安となります。例えば 4 月期に 10 月～12 月利用分と 1 月～3月利用分を一括で請求することも可能です。
また、利用から 2 年が経過した利用月分については、請求ができなくなりますので、ご注意ください。

【請求に必要な書類】　（1）『施設等利用費請求書』（流山市様式）
（2）施設から発行される『特定子ども・子育て支援提供証明書』
（3）施設から発行される『領収証』（利用料を支払った証明）
※利用分の必要書類については、請求の際まで、大切に保管してください。

【請求書の提出方法について】
請求書の提出については、利用している施設で取りまとめを行っている場合があります。
施設において取りまとめを行わない場合は、上記、申請受付期間内に、流山市保育課まで直接ご提出ください。

各種様式については流山市 HP からダウンロードいただけます。
【流山市 HP ページ番号:1039577】　二次元コードはこちら→

＊＊＊ご不明な点はお気軽にお問い合わせください＊＊＊
【問い合わせ】　流山市 こども未来部 保育課
電話:04－7150－6124